

令和7年第2回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会 議事録

一 会議の日時及び場所

令和7年9月29日10時00分～11時06分

オンライン会議

二 委員及び参考人の氏名、関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名

委員（五十音順）

国岡正雄 郷野智砂子 藤島沙織 松本真理子
宮島敦子 六鹿元雄

参考人（五十音順）

尾崎麻子 河上強志 広瀬明彦 山崎浩史

消費者庁出席者

及川 仁（食品衛生・技術審議官）

高江慎一（食品衛生基準審査課長）

荒川裕司（食品衛生基準審査課専門官）

高橋喜元（食品衛生基準審査課専門官）

中川美春（食品衛生基準審査課専門官）

三 議題となった事項

（1）報告事項

1. 用途別規格等の改正に係る経過措置の延長について
2. 器具・容器包装に用いるリサイクル材料におけるポリオレフィンの取扱いについて
3. ポジティブリスト制度の施行通知及びQ&Aの改正について
4. モノマー等通知の改正について
5. その他

四 審議経過及び五 決議

（発言内容）

○高江課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「食品衛生基準審議会器具・容器包装部会」を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、委員の皆様、参考人の皆様、誠にありがとうございます。

本部会でございますが、消費者庁の専用チャンネルでユーチューブ配信を行っております。なお、本部会の録画・録音・撮影につきましては、御遠慮いただけたら幸いです。

まず初めに、7月付で事務局の異動がございましたので御報告いたします。

食品衛生・技術審議官の及川でございます。

○及川審議官 ただいま御紹介いただきました食品衛生・技術審議官の及川でございます。

日頃より、食品衛生基準の策定におきまして、先生方の御尽力に本当に感謝させていただいているところでございます。

器具・容器包装は、日常生活と非常に接点が多い分野でございます。先生方の科学的な議論、また客観的な議論を踏まえて、消費者の方々、また業界の方々に適切に説明してまいりたいと思いますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高江課長 審議官、ありがとうございます。

それから、私も、7月にて紀平の後任として食品衛生基準審査課長になりました高江でございます。

容器包装関係につきましては、30年に行われましたポジティブリスト制度の導入以来、先生方に大変いろいろな御審議をいただいて、完全施行に至ったものと理解してございます。引き続き、様々な局面から御指摘のほうをいただきながら、よりよい制度運営ができればと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の委員の皆様の御出席の状況を御報告いたします。

本日ですが、本部会委員6名中5名の先生方に御出席いただいておりますので、本日の部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

また、本日は参考人リストの資料に記載の4名の先生方に参考人として御出席のほうをいただいております。

それでは、以後の進行でございますが、六鹿部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○六鹿部会長 六鹿でございます。おはようございます。

それでは、本日の議事を進めていきたいと思います。

まず、事務局から資料の確認と審議事項に関する利益相反の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、あらかじめ議事次第、委員名簿、資料1、2-1、2-2、3-1、3-2、4、それから参考資料1と2をお送りしております。

本日は審議事項はございません。

○六鹿部会長 皆様、御準備のほうよろしいでしょうか。何か問題等ございますでしょうか。

では、議題を進めたいと思います。

議題1「用途別規格等の改正に係る経過措置の延長について」ということでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1について御説明させていただきます。

「用途別規格等の改正に係る経過措置の延長について」でございます。

資料２ページ目を御覧ください。

用途別規格等の規格基準の改正につきましては、今年の５月３０日に公布をさせていただいたところでございます。

趣旨のところに記載しておりますが、平成３０年の食衛法改正によって導入された合成樹脂のポジティブリスト制度については、令和５年１１月３０日にリストの再整理を行って、令和７年、今年の６月１日から完全施行されたところでございます。

この制度の導入に伴いまして、従来の用途別規格等の規格基準について改めて、必要な改正を行ったというものでございます。

その改正の内容、御案内のとおりでございますが、真ん中の欄に記載してございます。一部御紹介させていただきますが、例えば（１）の①にありますような、一部の規格基準の削除をポジティブリストの導入と併せてさせていただいたということと、併せて②にありますように、ポジティブリストの対象外となっている意図せず混入する物質等への適切なリスク管理の措置といたしまして、例えば総溶出物規格の導入ですとか、そういった規格基準の見直しを行ったところでございます。

（２）にありますように、一部の試験法について、通知化をするとともに、一部その試験法の内容についても細かい修正などを、記載整備に近い内容ですが行ったところでございます。

この改正が、施行時期等のところに書いてありますが、今年の５月３０日に公布して、６月１日に施行したところです。ただ、一部、過マンガン酸カリウム消費量及び総溶出物に係る規定については、来年の６月１日から施行することとしており、また、２年後、令和９年６月１日までの経過措置を設けているところでございます。

これに関連いたしまして、３ページ目を御覧ください。

これまでの対応ということで、この改正に関するＱ＆Ａを発出しているところでございます。これは今年の９月４日に発出したものでございます。

この趣旨は何かといいますと、問のところに記載しておりますが、今回の告示における改正事項として括弧で書いてありますが、総溶出物規格の導入、食品擬似溶媒の変更、酸性溶液のｐＨ域の変更及び試験溶液の調製における温度の変更（９５℃から９０℃への変更）等について、告示の施行前あるいは経過措置期間前に、改正前の試験法により試験を行った器具・容器包装については、経過措置期間後に改正後の試験法によって改めて試験を行う必要がないと解してよいかというもので、こういった問合せをこれまで事業者等からいただいていたところです。これについて、差し支えないというＱ＆Ａを出させていただいたところでございます。

このような意見を事前にいただいており、既に対応したところもあるということで御紹介させていただければと思っております。

（松本委員 入室）

加えまして、次の4ページ目を御覧ください。

事業者から先ほどのような御意見もいただいているところですが、一方で地方衛生研究所の方からは別の意見をいただいていたところですが、

具体的には、経過措置期間につきまして、今回2年間設けているところですが、性能評価が必要になっておりますので、性能評価を実施するためには2年間では短いのではないかとといった意見を一部いただいております。

そこで、今回の告示改正に関して、地方衛生研究所の全国協議会を通じまして、各地方衛生研究所に対してアンケートを行いました。その結果、86機関中67機関から回答いただきまして、以下のような意見として2つ記載しております。

1つは経過措置期間について、まず2年間で十分とする機関もある一方で、試験法の性能評価を実施することを考慮すると2年間では不十分であるといった機関もあり、そのような期間では、必要な期間としては最長で5年程度が適切といった意見があったところでございます。

加えまして、経過措置期間が長くなった場合、その期間内においては、新旧両方の試験を実施する必要があるため、煩雑になるおそれがあるといった意見もございました。また、試験法の改正については一部既に施行されているため、仮に旧試験法において不適合となった製品について、新試験法での試験の実施が必要になる点に留意する必要があるといった意見もございました。

こうした点を踏まえて、今回の告示改正について、次の5ページ目ですが、今後の対応方針を記載してございます。

まず1ポツ目ですが、地衛研のほうからいただいた意見を踏まえまして、器具・容器包装に係る規格試験を実施する試験機関における実務的な対応可能性に係る意見を踏まえて、今回の告示改正の経過措置期間については、2年間から5年間に延長することとしてはどうかと考えております。

一方で、煩雑になるといった御意見もありましたので、2ポツ目に書いておりますが、経過措置期間中に実施する規格試験については、過去に発した通知に基づく性能評価が未実施である場合には、各試験機関において適切に精度管理等を行うことで差し支えないといったことも通知等で示すこととしてはどうかと考えております。

これらの方針について、今後、パブリックコメントを実施した上で、告示改正をしたいと考えております。

6ページ目に経過措置の改正のイメージを記載しておりますが、令和9年となっているところ、令和12年に3年間延長するとともに、対象となる品目について「及びこれと同様のもの」というのを追加して、製造されたものそのものではなくて、それと同様のものについても今回経過措置の対象としてはどうかと考えております。

以上でございます。

○六鹿部会長 説明ありがとうございます。

機関によっては、たくさんの試験、いろいろな種類の試験をやられるというところもあると思いますので、そういったところだと2年間で急に対応するのは難しいのではないかなというようなところで、5年間への延長をしてはどうかという内容でございます。

それでは、委員、参考人の皆様から、今の件につきまして何か御意見や御質問、懸念事項等ございますでしょうか。

どうぞお願いします。

○尾崎参考人 2点ございます。

1点目は、食品添加物等の規格基準の改正の経過措置期間を2年間から5年間に延長するというので、この改正には試験法の性能評価が含まれています。

地方衛生研究所で検査を担う立場として申し上げますと、衛生研究所では限られた人数で多様な検査業務を行っておりまして、その中で現在、食品添加物の試験法の性能評価を検査の合間を縫って実施しているのが現状でございます。その中で、容器包装の試験法の性能評価を2年で実施するというのは非常に負担が大きく、場合によっては検査が難しいケースも出てくると聞いておりますので、今回5年間にしたということで、より円滑で確実な検査実施が可能になると考えております。

1点質問なのですが、今後、パブリックコメントを実施した上で告示改正する予定と書かれておりますが、どのようなスケジュールを想定されているのか教えていただきたいです。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

パブリックコメントにつきましては、標準的には30日間実施することになっておりますので、30日間実施した上で、特段大きな意見がなければ告示改正の手続をした上で告示改正したいと思っております。

○尾崎参考人 それでは、速やかに告示改正に向けて動くというイメージでよろしいでしょうか。

○事務局 本会で御了承いただければ、速やかに動きたいと思っております。

○尾崎参考人 分かりました。

もう一点教えていただきたいです。

3ページ目のQ&Aで、事業者様からの御質問に対して、経過措置期間中に、同様のものに対して新しい試験法により試験を行う必要はないと回答されており、これについて教えていただきたいのですが、同様のものに対応して試験を行う必要はないとすると、かなり相当長期間において、改正前の試験法で実施した容器包装が市場に出回ることになるかと思いますが、これは衛生研究所においても相当の間、両方の試験法を実施する必要があるということなのではないでしょうか。一定期間、長過ぎるとなかなか対応が難しいかと思うのですが、この点どのようにお考えか教えてください。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

実際、事業者の側の事情といたしましては、聞いているところによると、なかなか器具・容器包装について定期的な試験を行っているという状況にはなく、同じような製法でつくったまさに同様のものについては、一度試験をしたもの、古くに試験をしたものをずっとその試験成績書を使い続けて管理をされていると聞いておりますので、これを今回の告示改正に合わせて一斉に再試験を求めるというのは現実的ではないと考えております。

一方で、2つの試験法を衛生研究所のほうで常に実施する必要があるかということ、それは常に2つ、両方とも実施する必要はないと考えますし、実際今回の変更というのも、例えば95℃とか90℃といった軽微な変更が多いものですから、基本的には一方のものを実施していただいた上で、万が一、違反になるような事例があった場合には、2つの新旧それぞれを実施する必要が発生する可能性もあるかと思いますが、極めて限られたケースなのかなとは考えております。

以上です。

○尾崎参考人 承知しました。ありがとうございました。

○六鹿部会長 最近では製造管理のほうも厳しくなっておりまして、サプライチェーンにおきましても、いつまでも古い試験結果のもので認めるということもなかなか難しくなってくるのかなとは思います。そのため、事業者側もできるだけ早い段階で、余力があれば新しい規格や試験法での確認を取っていただきたいなとは思っております。

そのほか何かございますでしょうか。

どうぞお願いします。

○宮島委員 スライドの4番目の地方衛研からの御意見の下の方なのですが、仮に旧試験法において不適合となった製品について、新試験法での試験の実施が必要になる点に留意する必要があるとの御意見があったということなのですが、この部分についてももう少し詳しく教えていただければと思います。

仮にと書かれているのですが、試験法が変わったことにより、具体的にこういったものが適合する可能性があるのかということと、旧試験で不適合となった製品も新試験でパスすればそのまま進められるということになるのかと思いますが、そのことに関して実際に新試験を実施するかどうかについては、事業所様の判断で行うのか、地方衛研様に相談していただいた上で進めていただくというようなところは、どのような手続で進められるのでしょうか。よろしくお願いします。

○事務局 事務局でございます。

経過措置期間につきましては、旧試験法でも大丈夫という取扱いになりますので、旧試験法を採用してもよい。ただ、新試験法を採用してもよい期間にもなりますので、仮に旧試験法で違反というか不適合になった場合であっても、新試験法で適合となるのであれば、それは食衛法上は違反ではないということになります。

そうしますと、仮に旧試験法で不適合になった場合には、その事実のみをもって例えば

監視指導を行うことができないと思いますので、地衛研のような監視指導をする立場にあっては、新試験法においても確認をする必要がある、そういうことに留意する必要があるというのがこの意見だと理解しております。

ただ、実際には、今回の変更も例えば温度が95℃から90℃に変わるといった極めて軽微な変更に近いものですので、一方で不適合になって、一方で適合になるというケースもあり多くはないのではないかと、限られてくるのではないかとってはいるところであります。

以上です。

○宮島委員 ありがとうございます。

○六鹿部会長 地方衛生研究所ですと収去試験になりますので、製造年月日等の確認が難しく、実際その製品が古いほうの規格基準を前提でつくられたものなのか、新しい規格に適用することを前提でつくられたものなのかというところの判断が困難です。結局どちらかの規格で不適合であったら、もう片方も確認しなければいけないというような手間が生じるということでございます。

○郷野委員 質問ではないのですが、経過措置を2年から5年に延長ということで、なかなか現場が見えない消費者にとっては、倍以上の年数がかかることについてどうなのかと感ずるところでしたが、先ほど尾崎参考人から、現場の詳しい具体的な御説明をいただきまして、理解が深まりました。

一般消費者には現場の苦勞などが伝わりにくいので、このような丁寧な御説明をいただけると、とても分かりやすく、納得できると感じましたので、一言コメントさせていただきました。

以上です。

○六鹿部会長 ありがとうございます。

経過措置自体は延びるのですけれども、延びたことによって余裕を持たずに、ある程度可能な範囲で早めに対応を進めていただければいいかなと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

それでは、本議題につきまして、皆様に御確認いただいたということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○六鹿部会長 ありがとうございます。

では、今後、パブリックコメントを実施した上で、告示改正という形で進めていただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、議題の2番になります。「器具・容器包装に用いるリサイクル材料におけるポリオレフィンの取扱いについて」でございます。

こちら資料の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2-1を御覧いただけますでしょうか。

まずは2ページ目から御覧ください。

器具・容器包装におけるリサイクル材料の取扱いの経緯をお示ししたものでございます。

食品用の器具・容器包装に関する再生プラスチック材料の使用に関する指針というものが平成24年4月に出ています。食品衛生法上、リサイクル材に関する指針のようなものが出たのはこれが初めて、一番最初に出たのがこの時点だというものでございます。

一度そういった指針が出ておりますが、その後、令和5年11月にポジティブリスト制度の再整理が行われまして、その中で、物理的再生処理を行うことができる、リサイクルを行うことができる材質としてこの2つ、ポリエチレンテレフタレート（PET）とポリスチレン（PS）に限定してポジティブリスト化されたという状況にございます。

こういった動きも受けまして、その後、リサイクル材料に関する検討会を実施して、昨年、令和6年3月にはこの指針の見直しが行われたところです。この指針の見直しの中におきましては、もともと平成24年4月の指針では、個別の安全性につきまして厚生労働省に照会するといった記載もありましたが、そういった記載もこの指針からは削除されたという流れがございました。

その上で、3ページ目を御覧ください。

背景に関する情報ですが、再生材の利用を促す法律が成立しているという背景がございます。これは直接食品用器具・容器包装に関するものではございませんが、幅広くプラスチックに関する再生資源の利用について促進する動きがあるということで、御承知いただければと思っております。こうした動きの中で、食品用の器具・容器包装についても再生プラスチックの利用をある程度促進するようなことを一方では考えていかなければいけないということで、背景として記載させていただいているところでございます。

こういった中、4ページ目を御覧ください。

先ほど、今、食品用の器具・容器包装については、PETとPSのみが使えると申し上げましたが、それに加えて、新たなリサイクル材料の使用についての要望があったところでございます。具体的には、材質としてはポリエチレン、ポリプロピレンといった材質について、例えば用途としてはキャップtoキャップとか、トレイtoトレイとか、そういった用途についてのリサイクル材料の使用に関する要望を私どものほうでいただいているところでございます。ですので、そうした要望も受けまして、モノマー等通知ですとかリサイクル指針の見直しについて検討したいというのがこの議題でございます。

具体的な検討の内容ですが、5ページ目を御覧ください。

まずモノマー等通知につきましては、具体的に物理的再生処理ができるものが列挙されておりますので、その中に今回の物質を追加する必要があるということでございます。

1ポツ目に書いていますが、ポリエチレンやポリプロピレンのリサイクル材料の使用を可能とするため、現行のモノマー通知の別紙13アルケン類を主なモノマーとする重合体において、任意の化学処理として物理的再生処理を加えることとしたいと考えております。

その際、対象物質としては、リサイクルとしての使用予定が具体的にある、ポリエチレ

ンまたはポリプロピレンを50%以上含有するものに限定したいと考えております。

下の枠の中に書いていますが、赤線の部分が今回新規追加するイメージでございます。

なお、これまでの記載といたしまして、その下に参考で書いていますが、別紙12の中にはPET、別紙15の中にPSについて既に記載があるということで、これの並びとして上のような記載を追加してはどうかと考えております。

これがモノマー等通知の修正の案でございます。

続きまして、6ページ目、指針の見直しの案でございます。

ポリエチレン、ポリプロピレンについても、基本的に、現行のリサイクル指針を遵守することで、リサイクル材料の使用に関するリスク管理として適切ではないかと考えているところではございます。

ただし、現行のリサイクル指針は、PET・PSを前提として作成されているため、次のような点について一部記載を修正する必要があると考えております。

まず1つ目ですが、ペットボトルキャップにおいては一般的に着色されたものが用いられておりますが、現行の指針では、回収材料として着色された製品は不適切であるとされておりますので、この点の修正が必要だというのが1点目です。

2点目ですが、食品用トレーのリサイクルにおいては、家庭での洗浄が十分に行われているなど、回収材料の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合があると聞いています。こういった場合は、広範の汚染物質を対象とした除去工程は必ずしも必要ないことがあるのではないかと考えておりますので、この点の指針の見直しが必要ではないかと考えております。

3点目ですが、ポリエチレン、ポリプロピレンは広範な製品に使用されているため、回収材料の範囲についても適切に設定する必要があると。これはあらゆるどんなポリエチレン、ポリプロピレン製品でも回収してリサイクルできるというよりは、食品用の器具・容器包装として適切な品質管理を行うためには、ある程度回収材料の範囲もどんなものでもいいではなくて、一定程度制限をするというか、適切に管理をする必要があるのではないかとというのが3点目でございます。

これら3点について、まず次のページに見直しのイメージを書いておりますので、こちらを御覧いただけますでしょうか。

まずキャップの件、着色の件を一番下の欄に記載しております。右側が現行ですが、不適切な製品の例として、着色された製品を書いておりますが、まずこれを削除した上で、注意書きとして、「このほか」と書いておりますが、「着色された製品を『回収材料』とする場合は、選別工程として目視以外の方法を採用する、再生工程において着色料を分離するなど、適切な工程とすること」ということで、必ずしも使用できないというものではなくて、もし着色された製品を使う場合には適切な管理を行うという前提で、使用を可能とするといった記載に修正してはどうかと考えております。

それから、前のページの2点目の論点が、7ページの一番上の欄の見直しでございます。

左の側の改正案の一番最後に、ただし書で追記をしております。ただし書の手前に、「そのため、『回収材料』の処理工程は、広範の『汚染物質』に対して、十分な除去能を有するものでなければならない」という記載がありましたが、その後には、ただし書を追加いたしまして、「『回収材料』の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合は、想定される『汚染物質』のみを対象とした処理工程とすることができる」ということで、汚染の程度によって、処理工程の管理の仕方を変えることができるといった記載を追加させていただければと考えております。

また、最後、真ん中の欄でございますけれども、回収材料の品質のところにはアスタリスクとして注意書きを追加しておりますが、「製造する『リサイクル材料』の品質の確保の観点から、『回収材料』の範囲（材質の組成、用途等）を設定すること」という注意書きを書いております。例えばとして「清涼飲料水のペットボトルのみを『回収材料』とする等」と書いておりますが、現在でもこういった管理は行われていると思いますが、それを改めて文字にさせていただいたものでございます。

この３点が主な修正点でございます。

戻っていただいて６ページですが、今後の進め方を下にご書いています。

本部会で御確認いただけましたら、１０月以降、パブリックコメントを実施いたしまして、パブリックコメントの結果を踏まえて、年内を目途に通知を改正していきたいと考えているところでございます。

資料２－２に具体的な指針の見直し案をつけさせていただいております。

今お示した３点が主な改正内容なのですが、それ以外にも一部、この際、記載整備をさせていただいたところがあり、改正する箇所としては見た目多くなっておりますが、基本的には記載整備ですので、記載の内容を修正する意図はございません。内容的な修正は、先ほどスライドでお示した３点のみとなっているところでございます。

御説明は以上でございます。

○六鹿部会長　ありがとうございます。

今後、リサイクル材料に関しては、これからの技術的な進歩等も踏まえて、使える範囲を広げていかなければいけないのかなというところもあるかと思います。今回はポリエチレンとポリプロピレンについて範囲を広げたいという内容になってございます。

こちらに関しまして、皆様から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

国岡先生、どうぞ。

○国岡委員　説明どうもありがとうございました。

もちろんリサイクル材料というのは、これから食品用途等にもいろいろ使われていかなければいけないので、こういうふうにだんだん増えていくというのはいいことだなと思います。

可能であればなのですが、７ページで先ほど飲料用ペットボトルの例みたいなものが指針のほうに加わるということだったので、今回、ポリオレフィンを加え

るということなので、何となくそこにペットボトルしかない、ペットボトルしか駄目ではないのかなというイメージがあるので、例えば食品用に使われるポリオレフィンのトレイとかも列記するのが良いのかと思います。記載する長さに制限もありますから、全部書く必要はないと思うのですけれども。今回、ポリオレフィンを加えるということだったので、ポリオレフィンの例みたいなものもあったほうが、ポリオレフィンもできればどんどん推進していきますよというイメージが加わるのかなと思いましたので、可能であれば例の中にポリオレフィンのトレイ等を入れてもらおうといいのかなと感じました。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

御指摘のとおり修正をさせていただければと思います。

○六鹿部会長 尾崎先生、どうぞ。

○尾崎参考人 尾崎です。

6 ページについて教えてください。今回、ポリエチレン、ポリプロピレンについてリサイクル指針に加えるということで、この2つの樹脂は非常に消費量も多く、事業者の方々のリサイクルしていきたいという声も聞いておりますので、今回加えるということとはとてもいいことだと思います。

この中の「食品用トレイのリサイクルにおいては」というところなのですけれども、今回ポリエチレン、ポリプロピレンが加わったことによって、それに適切に合うように追加されたということですが、ポリスチレンもトレイというものは使われておりました。今回ポリエチレン、ポリプロピレンが加わったことによって、この項目を追加されるといった背景をもう少し説明していただいてもよろしいでしょうか。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

今回のポリエチレン、ポリプロピレンの追加に関する御要望をいただく中で、家庭での洗浄が十分に行われていて、回収材料の汚染が十分に低いといった事例についても事業者のほうからお伺いをして、そういったものに対応するための見直しを行ったというものでございます。ですので、必ずしもポリエチレン、ポリプロピレンだから回収材料の汚染の程度が低いというわけではないので、ポリスチレンを使ったトレイにおいても十分に家庭での洗浄が行われて、管理されたシステムの中で回収されてくるものであれば、これに対応することができるだろうとは考えております。

○尾崎参考人 ポリエチレン、ポリプロピレンだろうと、ポリスチレンであろうと、同じ考え方ということで理解はしたのですけれども、低いレベルで管理されていると言いつつ、やはり一度消費者の手に渡ったものということで、これまでの考え方としては、ミスユース、誤用された場合に、汚染物質が吸着する場合があるということで、広範な汚染物質について禁止してきた経緯があるかと思います。

今回は、汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合ということで限定し、事

業者の責任において管理をして、除去工程が必要あるかないかというところを判断していただくという考え方でよろしいでしょうか。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

基本的には、指針でございますので、事業者の責任においてその点を管理していただくことになると思っています。

ただ、リサイクルに関しましては、例えば民間の団体において第三者認証のような形で、リサイクルが適切に行われているか、指針に適合しているかということを確認する仕組みもありますので、そういった仕組みを活用していただきながら、指針への適合性を確認していくのがいいのかなと思っています。

以上です。

○尾崎参考人 承知いたしました。

もう一点教えていただきたく思います。

資料の2-2の9ページの9行目から11行目に、「『回収材料』の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合は、汚染物質の除去能の確認については、想定される『汚染物質』の定期的なモニタリング結果等により代用できる場合がある」というのをもう少し説明していただけないでしょうか。お願いいたします。

以上です。

○事務局 回収材料の汚染の程度が低いレベルで管理されている場合について、広範な汚染物質を対象とした除去工程は必要ないと考えており、その代わりに何をする必要があるのかということで、一つの例示として、例えば定期的なモニタリングを行うことによって、想定されるような汚染物質が例えば検出されないとか、変動しないとか、そういったことを確認することで十分となる場合もあるのではないかとということを記載したものでございます。

○尾崎参考人 承知しました。ありがとうございます。

○六鹿部会長 そのほかよろしいでしょうか。

河上先生、どうぞ。

○河上参考人 今少し話題にもなったのですがけれども、家庭で回収してくると誤用があったりするかもしれないということと、一方で、事業者さんが責任を持ってやっていること、あとNGOさんとかでは認証があるということだったのですけれども、素材、材質が広がったりしていくと、実際にスーパーとかで集めているものとかを見ていただいても、明らかに食品用では使っていないくて、これを入れてはいけないのではないかとというものが今後入ってきたりするような様子も見受けられるのですがけれども、そういった意味でも、もちろん事業者さんがしっかりやっていくという仕組みは大事なのですがけれども、今回、リサイクル材料をより使えるようになるということで、一番最初の大本である消費者への啓発とかということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。

直接的な消費者への啓発について、何か今、具体的な予定があるものではありません。ただ、今おっしゃっていただいたようなスーパーで自由に回収されるようなものについては、今回の広範な汚染物質の対象とならないような十分に管理された状況には当たらない可能性もあるかなと思ってしまして、今回想定していたのは、まさに生協さんのような組合員さんのような方が、目に見える関係としてよく分かっている方に対して、家庭での十分な洗浄が行われているということを確認して行っているリサイクルのシステムのようなものを想定していたところでございます。

ですので、そういったところではむしろリサイクルを行う方々が、組合員さんとかその仕組みに参加されている方に対して、十分洗浄してくださいといった啓発を行っていると考えていますので、そのレベルで十分に管理されているものの場合のことなのかなと考えております。

○河上参考人 分かりました。

○六鹿部会長 今回想定されている汚染の程度が十分に低いということに関しては、クローズドなリサイクルというようなものを想定してまして、回収のときも、消費者の顔を見て回収するというような形ですので、よほどのことがない限り、誤使用のものがそこに混ざってくるという可能性はかなり低いのかなと。

消費者側も、回収されるものがリサイクルされるという前提でおられると思いますので、変な用途に使ったものを、回収に出すということはないのかなと考えているところでございます。

○高江課長 御指摘ありがとうございます。

高江でございます。

今いただいた御指摘、回収材料の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合には当たらないと思うのですが、実際に今、河上先生が御指摘のような消費者の行動があるということを踏まえますと、そういった点、すぐに行うことは難しいのかもしれませんが、今後、リスクコミュニケーションのいろいろな対応を行っていく中で、一つの課題として、事務局としても認識させていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○六鹿部会長 よろしいでしょうか。

そのほか御意見等ございますでしょうか。

まだ課題点等は残っておりますけれども、本議題につきましては、皆さん御確認いただいたということで、進めさせていただきたいと思います。

こちらも今後、パブリックコメントを行いまして、年内をめどに通知の改正を行うということで進めさせていただければと思います。

そのほか何かこの件に御懸念点等ございましたら、また消費者庁のほうに御連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の議題でございます。「ポジティブリスト制度の施行通知及びQ&Aの改正について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度につきましては、今年の6月1日に経過措置が満了しまして、完全施行をしたところでございます。施行後も、事業者の皆様などから制度に関する御意見、御質問などを様々いただいておりますので、そういったものを整理いたしまして、通知の改正やQ&Aの追加といった形でまとめて対応したいと思っておりますので、その点、まとめて御紹介させていただければと思っております。

まず施行通知の改正についてです。資料3-1を御覧ください。

2ページ目に別紙ということで、従来の施行通知の改正点をお示ししております。

まず第3の1、ポジティブリスト制度の対象範囲を示しているところですが、この中で、食品添加物に使用される器具・容器包装は、ポジティブリストの対象外であるということを確認させていただければと思っております。これは従来からこういった取扱いをしてきたところで、先日、Q&Aにおいてもお示したところですが、今回改めて通知において正式に明確化をしてはどうかと考えております。

それから、同じくポジティブリスト制度の対象外になるものについて、その下のところに列挙しているわけですが、4ページ目の最後のところに、着色料の塗布の目的で器具・容器包装に部分的に用いられる、インク等に含まれる合成樹脂や添加剤について、制度の対象外であることを明確化してはどうかと考えております。もともと着色料につきましては、ポジティブリスト制度の対象外とされておりましたが、着色料のみを使うということは限られておまして、インク等を用いて、合成樹脂などの基材や添加剤と共に使用することが多いかと思いますが、そういった場合の取扱いが不明確でございましたので、そういった場合のインク等に含まれる合成樹脂、添加剤についても、制度の対象外である旨を記載してはどうかと考えております。

この点、次の資料3-2のQ&Aにおいて少し詳細を書かせていただいております。詳細というか、背景に関する記載を書かせていただいております。

資料3-2、問17の2でございますが、着色料はポジティブリスト制度の対象外とされているが、例えば漆器等の食品接触面に施される絵付け等において着色料の塗布の目的で用いられる、インク等に含まれる合成樹脂や添加剤はポジティブリストの対象かということで、対象ではありませんというQ&Aも追加させていただきました。

こうしたいわゆる合成漆器のようなものにおいて、絵付け、部分的に絵を描くような場合、それが食品接触面側で絵が描かれる場合もあるといった御意見をいただいておりますので、それについての取扱いを示したということをQ&Aの中でもお示したというところでございます。

続きまして、Q&Aの問20の4の追加でございます。これはガラス繊維の表面処理剤に関するものです。合成樹脂に添加されるガラス繊維等の製造に用いられる表面処理剤は別表第

1に収載されている必要があるかということで、ガラス繊維等と一体となっている表面処理剤はガラス繊維等の一部とみなし、ポジティブリストの管理の対象外となりますという答えにしております。

もともとガラス繊維は無機物質ですのでポジティブリスト制度の対象外ですが、合成樹脂と混合して使用される場合に、ガラス繊維側の表面処理剤について、その取扱いが不明確だということですので、混合されて使用される場合であっても、ガラス繊維に使用する表面処理剤についてはポジティブリストの対象外ということを明確化させていただければと思っております。

続きまして、添加物の基準への適合ということですが、ポジティブリストの通し番号412に、指定添加物及び既存添加物については掲載をしているところでございます。この掲載された指定添加物、既存添加物を使用する場合に、添加物における添加物の規格基準に適合する必要があるのかといった御質問をいただいております。答えといたしましては、適合する必要はないということなのですが、当該物質は、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物としてではなく器具又は容器包装の原材料として用いられることから、添加物の規格基準に適合する必要はないということを明確化させていただきたいと思っております。

続きまして、おそれのない量に関する問42ですが、こちらは改正でございます。もともと今どのような記載になっているかというのを一番最後の5ページと6ページに記載しております。これは昨年12月の本部会においても御確認いただきましたが、おそれのない量ということで、食品非接触面に用いられる添加剤等については、食品中濃度が0.01mg/L未満であることが説明できる場合には、実際にそうなる場合には、ポジティブリストに適合しないものも使用することができるという制度になっております。

そのおそれのない量を超えないということについて、全て実測で測ることはなかなか難しいということから、6ページに記載のあるシミュレーションの結果を適時活用して推定をしてもよいということでQ&Aでお示ししているところです。

今回、シミュレーションに用いたソフトのバージョンアップがございまして、シミュレーションの結果が、一部数字が修正されるということがありと聞いております。したがって、最新のシミュレーションに基づいて数字の修正をするとともに、少しQ&Aの本文の記載も修正させていただきました。それが2ページ目と3ページ目に記載したものでございます。

2ページ目、本文は少し記載の順番などは変えておりますが、趣旨は変わっておりません。

その上で、3ページ目の表の値自体は修正させていただいておりますが、加えまして、今回シミュレーションソフトのバージョンアップがあったことによって数字の変更があったものでもございますので、加えてシミュレーションの条件を示してほしいといった事業者の意見もこれまでいただいておりますので、シミュレーションの条件として、下の枠囲みのところに記載をさせていただいております。ソフトのバージョンなども記載をさせ

ていただいたところでございます。

今回の修正の方向なのですが、一部、従来の記載よりも厳しくなる修正もございます。そうしますと、従来のものでは適合していたが、今回の数字では適合しないといったものもある可能性がありますので、4ページ目にそういった場合の取扱いをQ&Aとして新設の案をつけているところでございます。問42の2としてですが、シミュレーションソフトのバージョンが更新され、従来のシミュレーション結果に基づき「おそれのない量」を超えないとされた器具・容器包装について、最新のシミュレーションの結果では「おそれのない量」を超える結果となってしまった。この場合、当該器具・容器包装について販売等することはできないかといった問いが想定されます。これに対して答えを書いています、シミュレーションの結果は、バージョンの更新の前後にかかわらず、あくまで実際の溶出量が「おそれのない量」を超えないことを推定する手段の一つであるため、どのシミュレーションの結果を採用するかについては、各事業者において判断してくださいということで、必ずしも直ちに販売できないということではないということをお示しできればと思っております。

以上でございます。

○六鹿部会長 ありがとうございます。

ポジティブリスト制度が完全施行されまして、幾つか不明な点等の質問をいただいた上での対応でございます。

本件につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

広瀬先生、お願いします。

○広瀬参考人 どうもありがとうございます。

2点お聞きしたいというか確認したいことがありまして、1つは今回、色素についてのQ&Aのところで、絵付けとかそういう文字を入れたりするときの色素ということで、読み方によっては全体を覆うような塗膜みたいなものでも色素を使ったりするような例があるのか分からないのですけれども、今回、部分的というところで、全体を覆うような場合は対象外ですよということなのかということの確認と、今回、バージョンが変わったということで、新しい表として例示、改訂されたわけですが、解説ではバージョンの前後を問わずということでしたが、そうすると今回、これが最新の値だから改訂したのだと思うのですけれども、この後、随時改訂していく予定があるのか、それとも今回だけの改訂だったのかということについて質問したいです。

○事務局 事務局でございます。

まず1点目の御質問、着色料に関してですが、先生のおっしゃるとおりでございます。資料3-1を御覧いただけますでしょうか。

資料3-1の一番最後のところの追加では、先生御指摘のとおり、「部分的に用いられる」という記載にしておりますので、食品接触面の全面に使用されるような着色料、そういったものは対象にはならないと考えております。あくまで絵付けとか、字を入れるとか、

部分的に使用された場合に、それが制度の対象になると想定しております。

続いて、資料３－２のおそれのない量のシミュレーションの結果ですが、これはあくまでシミュレーションであり、かつ、このシミュレーションも、安全を見積もって0.01ではなくて、10倍の安全係数を掛けた0.001ppmを超えない値ということでシミュレーションしているということもありますので、実際の溶出量の推定を事業者が何を根拠にするかというのは、事業者の責任で行うと。古いシミュレーション結果に基づいて事業者が推定するのであれば、それも直ちに否定されるものではないと考えております。ただ、私どものほうからお示しする表といたしましては、最新のものをお示しする必要があると考えておりますので、今回更新をしたというところでございます。

今回の更新は、シミュレーションソフトの会社から聞いているところによりますと、比較的大規模な見直しで、あまり頻繁にこういった見直しが行われるものではないとも聞いておりますので、今後たまたま数字が変わるような見直しがあれば、それは更新も検討したいと思いますが、あまり頻繁に起きるものではないと聞いているところです。

以上です。

○広瀬参考人 ありがとうございます。

○六鹿部会長 そのほかいかがでございましょうか。

それでは、本議題につきましても、皆様に御確認いただいたということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○六鹿部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、議題４でございます。「モノマー等通知の改正について」というところで、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 資料４を御覧ください。

１．はまず背景ですが、「ポジティブリスト制度における新規物質等の追加について」ということで、ポジティブリストに掲載されていない合成樹脂原材料としての新規物質の追加等については、令和７年３月27日の本部会において、別表第１の改正、安全性審査手続またはモノマー等通知の改正の３種類で行うということで了承されたところでございます。

新規物質として基材に係る新たなモノマーを追加する場合や掲載されているモノマーの使用制限等を変更する等の場合は、基材については分子量が1,000以上であること等から、手続としてはモノマー等通知の改正のみとなるため、その改正内容を部会に報告した上で、通知改正を行うこととされているところでございます。その後、事業者から要請書が提出されまして、今年の６月26日の部会、前回の部会でモノマー等通知の改正について御確認いただいたところでございます。

次の○ですが、今般新たに事業者から要請書が提出されましたので、これを受けましてモノマー等通知を改正したいと考えているものでございます。

具体的な改正の概要、２．でございます。

今回、アルキルの炭素数が18のアクリル酸アルキル、メタクリル酸ジシクロペンタニル及びメタクリル酸２－〔３－（２Ｈ－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４－ヒドロキシフェニル〕エチルから構成される重合体を食品用の容器包装に使用することについて、要請があったものでございます。本重合体は、マスターバッチとして用いられる想定と聞いております。

３つのモノマーによる重合体でございますので、その３つ一つ一つについて検討していく必要がありますが、まず１つ目です。次の○ですが、アルキルの炭素数が18のアクリル酸アルキルについては、現在、アクリル酸ステアリルのみがモノマー等通知別紙16に掲載されております。本改正は、アクリル酸ステアリルに係る記載をアルキルの炭素数が18に限定したアクリル酸アルキルに変更するとはどうかと考えております。

続きまして、メタクリル酸ジシクロペンタニルですが、これは現在、モノマー等通知に掲載がございませんので、これを必須モノマーとして追加するというものでございます。

３つ目ですが、メタクリル酸２－〔３－（２Ｈ－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４－ヒドロキシフェニル〕エチルは、モノマー等通知別紙16に現在、任意の物質として掲載されておりますが、その使用条件として「第２表の通し番号108（１）及び108（２）に該当する重合体の構成成分としての使用に限る」といったものがついております。これは何を意味しているかということ、添加物としての使用、ポリマー添加剤としての使用に限るといった意味になっております。今回要請があったのは、添加剤ではなく基材としての使用が要請されているものでございますので、この使用条件を削除してはどうかと考えております。

最後の○ですが、これらの物質及びこれらから構成される重合体について、食品への移行及び安全性についての情報提供を事業者から受けており、この内容を国衛研において専門家の意見を聴いた上で、モノマー等通知の改正について問題がないと判断したところでございます。

具体的な改正のイメージを３ページ目、４ページ目につけております。

御説明は以上でございます。

○六鹿部会長 新たな重合体を使いたいという要請に基づく物資の追加等修正に関するものでございます。

こちらにつきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

尾崎先生、お願いします。

○尾崎参考人 尾崎です。

教えていただきたいのですが、２ページ目の最後の○のところで、食品への移行及び安全性について情報提供を受け、国立衛研の専門家の意見を聴いてということなのですが、具体的にどのような情報を得ておられるのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

なかなか企業秘密の問題があつて具体的には申し上げられないのですが、例えば溶出試験ですとか、あるいは基本的な毒性試験とか、そういった試験の結果をいただいているところでございます。

○尾崎参考人 ざっくり言えば、毒性もなく、食品への移行も十分低いということが示されているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 御指摘のとおりでございます。

○尾崎参考人 承知いたしました。

○六鹿部会長 場合によっては、米国のFCM制度であるとか、欧州への申請と同じものを持つてくるようなケースもございますので、そういったデータがついてくるということもあるということでございます。

○尾崎参考人 ちなみに、今回の物質については、欧米では使用はされているのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。

事業者からは、外国での使用状況については確認できなかったと聞いているところがございます。

○尾崎参考人 承知いたしました。ありがとうございます。

○六鹿部会長 そのほか何かございますでしょうか。

広瀬先生、何かございますか。

○広瀬参考人 聞き逃したのかもしれないのですがけれども、今回、用途条件を削除するというものの中で、メタクリル酸2-〔3-（2H-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4-ヒドロキシフェニル〕エチルというものは、今までポリマー添加剤だったということなのですが、これを基材にするということは、主材料、50%以上、そういうふうにする用途に拡大するという意味でしょうか。紫外線吸収剤等の機能を持ったポリマーのように見受けられるので、というか、それが理由というわけではないのですがけれども、そういったものを広めていくという意味なのか、理由が聞きたかったです。

○六鹿部会長 先ほどの通し番号108（1）及び108（2）では、分子量1,000以上であつて、かつ液状であることという条件が入っています。今回申請されてきたものは、分子量が1,000以上の固形状のものなので、基材として扱わなければいけないことになります。

○広瀬参考人 用途が変わるというよりは、状態が液状ではないということは、少し重合度が高いという感じですか。

○六鹿部会長 モノマーの構成についても、その1つ上のアクリル酸アルキルとメタクリル酸ジシクロペンタニルというものが新しくモノマーとして使うと。さらにメタクリル酸2-〔3-（2H-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4-ヒドロキシフェニル〕エチルも使うということになっています。

○広瀬参考人 分かりました。108番の（１）と108番の（２）というところの意味合いを誤解していたみたいで、ありがとうございます。

○六鹿部会長 なかなかややこしいのですけれども、現状ではメタクリル酸２－〔３－（２H－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４－ヒドロキシフェニル〕エチルは、液状のポリマーのモノマーとしか使えないという条件になっています。

○広瀬参考人 用途としては変わらないわけですね。使い方という意味では。

○六鹿部会長 もともと別の重合体のモノマーとしては使われているのですが、それが液状のポリマーであるので、その条件がついていますが、今回は新たな固形のポリマーにしたいので、この条件がついてると使えないので、この条件を外しますという変更です。

○広瀬参考人 分かりました。

以上です。

○六鹿部会長 そのほかよろしいでしょうか。

では、本議題につきましても、御確認いただいたということとさせていただきたいと思っています。

最後になりますけれども、議題５の「その他」につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 「その他」の議題については特にございません。

次回の器具・容器包装部会については、事務局より改めて御案内させていただきます。

○六鹿部会長 それでは、皆様から何か追加で御質問、御意見等なければこれにて終了となりますけれども、大丈夫でしょうか。

広瀬先生。

○広瀬参考人 最初のほうの話で、質問で恐縮なのですが、キャップもリサイクルとしてやっていくときに、改正のところで、資料２－１の７ページ目のイメージが分からなかったのですけれども、着色された製品を『回収材料』とする場合は、選別工程として目視以外の方法を採用するとか、この方法というのは、キャップからキャップを使うということに適合するという文面なのですか。キャップはそのままキャップで使っていこうと。着色したものは不適切だというのは、それではキャップも不適切になってしまうことになるので、キャップも回収材料に使っていこうということの対応策だと思うのですけれども、その辺の説明がもしできたらお願いできればと思いました。

細かい話ですみません。

○事務局 事務局でございます。

キャップをリサイクルしたいという事業者からは、目視以外の方法によって選別をするという聞いております。

○六鹿部会長 私から補足させていただきますと、もともと着色された製品を不適切な製品としていたのは、汚れているものをはじくために、それが見分けられるように、透明なもの、もしくは白色のものに限定してリサイクルしましょう。色がついていると汚れが判

別できないので、着色された製品は、不適切な製品にしましょうということで、現行では着色された製品というのが入っていたのですけれども、今回、キャップをリサイクルしたいというような要望がございまして、そもそもキャップは着色されておりますので、現行のように着色された製品が不適切な製品に入っていると、不適切な製品になってしまうということで、着色された製品に関する記述を削除しました。しかし、汚れているものが判別しにくいところもございまして、目視以外の方法で何かしらの選別をするというような記載を追加することで、着色された製品でも回収材料として使用可能とするという対応を取ったというところがございます。

○広瀬参考人　ありがとうございます。目視以外の方法のイメージが分からなかったので、分析するとか、何か機械で識別するとか、そういう話だということによいですか。

○六鹿部会長　そうですね。透明な製品であったり白色の製品であれば、目視で汚れている、汚れていないというところを簡単に判別できるのですけれども、着色された製品だとそういうのは難しいということで、この文面を入れているところがございます。

○広瀬参考人　白色も着色だと認識していたので、そこも勘違いでありました。前は透明と白色は大丈夫だったのですか。

○六鹿部会長　白色も、ポリマー自体の色というところの白色だったらオーケーということです。

○広瀬参考人　白色は結構色素も入れているのかなと思っていたので。

ありがとうございます。

○六鹿部会長　そのほかの皆様からよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今回、Q&Aの追加であったりとか、新規物質の追加というところもございましたけれども、今後もこういった事例が定期的に来ると思いますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、特に皆様からなければ、本日の器具・容器包装部会、これで終了とさせていただきます。大丈夫ですね。

それでは、ありがとうございました。